

法務省：「会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集

『会計情報』編集部

法務省は、2025年2月5日に「会社計算規則の一部を改正する省令案」（以下「本省令案」という。）を公表した。

1. 改正の趣旨

本省令案は、企業会計基準委員会による企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」の公表等を受けて、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）について、所要の改正を行うものとされている。

2. 改正の概要

- ① 会社計算規則第2条の定義規定につき所要の改正を行うとともに、その他の規定につき、これに伴う修正を行う。
- ② リースに関する注記につき注記すべき事項を定める。
- ③ その他所要の整備を行う。

3. 施行日及び経過措置

公布の日から施行する予定であるとされている。

- ① この省令による改正後の会社計算規則（以下「新会社計算規則」という。）の規定は、2027年4月1日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、なお従前の例によるものとする予定である。ただし、2025年4月1日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、新会社計算規則の規定を適用することができるものとする予定である。
- ② その他所要の経過規定を設ける予定である。

意見募集期間は、2025年3月6日までとされている。

詳細については、以下のウェブページを参照いただきたい。

[会社計算規則の一部を改正する省令案に関する意見募集 | e-Govパブリック・コメント](#)

以上